

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会の名称は、日本コーチ協会福岡チャプターという。

### (事務所)

第2条 この会の事務所を福岡市に置く。

## 第2章 目的および活動

### (目的)

第3条 この会は、福岡を中心として、主に社会人を対象に、健全なコーチの育成とコーチング諸技法の進歩を図り、広く公益の増進に貢献することを目的とする。

### (活動)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) チャプター主催の定期的な研修会、勉強会の開催
- (2) コーチ同士の情報交換
- (3) コーチングに関する調査研究事業
- (4) コーチ紹介事業
- (5) 会報、出版物および教材の発行

## 第3章 メンバー

### (メンバー)

第5条 この会の目的に賛同して、この会の活動に参加する個人をメンバーとする。

### (勉強会の参加)

第6条 メンバーは、支部長が別に定めるグラドルールに同意するものとする。グラドルールは勉強会などの冒頭においてメンバーに提示し同意を求める。

2 支部長は、メンバーになろうとする者が本会の目的に賛同し活動に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限りメンバーとして認める。

### (勉強会の参加費用)

第7条 メンバーは勉強会などに参加する場合、参加費（3000円）を納入しなければならない。ただし、参加費の額は役員ミーティングにて見直すことができる。

## 第4章 パートナー

(パートナー)

第8条 パートナーは、メンバーのうち、コーチングの事業を展開しているなど、自ら積極的に広く社会に貢献しており、また、この会の発展に積極的に協力する個人をいう。

2 パートナーの選定は、役員ミーティングにおいて協議し、支部長が決定する。

3 パートナーは、勉強会の講師を担当する。勉強会実施にかかる詳細は役員ミーティングにて検討し支部長が決定する。

## 第5章 役員

(種別および定数)

第9条 この会に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち、1名を支部長とする。

3 監事は理事を兼ねることができない。

(職務)

第10条 支部長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、この会の業務を執行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) この会の財産の状況を監査すること

(2) 前号の監査の結果、この会の財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを役員ミーティングに報告すること

(選任・交替、任期)

第11条 役員を選任・交替は、役員ミーティングにおいて候補者の選定・推薦などを行い、本人と協議し、支部長が決定する。

2 支部長は役員相互選とする。

3 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員ミーティングの議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 業務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(費用の支払い)

第13条 役員には、その職務を執行するために要した費用(交通費)を支払うことができる。

2 前項に関し必要な事項は、役員ミーティングにて検討し支部長が定める。

## 第6章 チャプターカンファレンス

(チャプターカンファレンス)

第14条 この会に関わる人々の交流の場として、チャプターカンファレンス(以下、単に「カンファレンス」という。)を年に一回程度開催できる。

2 カンファレンスに参加するメンバーは、自由に意見を述べることができる。

3 カンファレンスの開催について、必要な事項は、役員ミーティングにて検討し、支部長が決定する。

## 第7章 役員ミーティング

(構成)

第15条 役員ミーティングは役員をもって構成する。

2 パートナーも参加することができる。

(権能)

第16条 役員ミーティングは、勉強会の内容など、この会の運営に関する事項を議決する。

2 このとき、カンファレンスで得た情報などを参考にし、より質の高い運営を目指す。

3 役員ミーティングの内容はメモを作成し、支部長にて保管する。

(開催・招集)

第17条 役員ミーティングは、必要に応じて、支部長が招集する。

## 第8章 資産および会計

(資産の構成)

第18条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 活動に伴う収入

(2) その他の収入

(資産の管理)

第19条 この会の資産は支部長が管理し、その方法は役員ミーティングにて検討したのち支部長が別に定める。

(活動方針と予算)

第20条 この会の活動方針などは、支部長が作成し、役員ミーティングの議決を経なければならない。

このとき、パートナーも参加できる。

2 予算書は作成を必須としない。ただし、収入・支出の内容や規模に応じて、予算書の作成が望ましいことに留意し、役員ミーティングにおいて、収入・支出の内容や規模をチェックする。

3 予算書を作成する場合、その時点で支出内容が明確にならないものについての予備費の設定や、予算の追加・更正については、役員ミーティングで協議する。

#### (活動報告及び決算)

第21条 この会の活動報告書、決算書は、毎活動年度終了後、速やかに支部長が作成し監事の監査を受け役員ミーティングの議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

3 活動報告書、決算書は、支部長にて備え置き、メンバーから閲覧希望があれば速やかに提示する。

#### (活動年度)

第22条 この会の活動年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

#### (運営ルールの変更)

第23条 この会が運営ルールを変更しようとするときは、役員ミーティングの議決を経なければならない。

#### (解散)

第24条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) この活動に賛同する者の欠亡

(2) 合併

2 前項第1号の事由に該当する場合でも、役員、パートナーにおいて十分な議論を尽くさなければならない。

#### (合併)

第25条 この会が合併しようとするときは、役員、パートナーにおいて十分な議論を尽くさなければならない。

#### (本ルールの見直し・細則)

第26条 本ルールは適宜役員ミーティングにて見直しを検討し、必要があれば、改定を行う。

2 このとき、この会の運営負担を考慮し、この会が持続可能であることに留意する。

3 本ルールの細則を定めるときは、役員ミーティングにて検討し、支部長が決定する。

1 この定款は、平成13年10月12日から施行する。

2 この会の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

支部長 野津浩嗣

事務局 西嶋恵理子 古田博美

会計 周藤真誉 八木香里

3 この会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年9月30日までとする。

4 この会の設立当初の活動年度は、第33条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年9月30日までとする。

5 この定款は、平成15年11月7日の通常総会で、改定されている。

6 この定款は、平成16年11月14日の通常総会で、改定されている。

7 この定款は、平成17年12月3日の通常総会で、改定されている。

8 この定款は、平成18年10月28日の通常総会で、改定されている。

9 この定款は、平成20年11月15日の通常総会で、改定されている。

10 この定款は、平成21年11月29日の通常総会で、改定されている。

11 この定款は、平成30年10月21日の通常総会で、改定されている。

以上